

確認申請等の手数料一覧(令和5年4月1日～)

確認申請手数料

	床面積の合計(A)	確認申請 手数料	中間検査 手数料	完了検査手数料	
				中間検査あり	中間検査なし
建築物	$A \leq 30 \text{ m}^2$	5,030 円	9,030 円	9,000 円	10,000 円
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	9,050 円	11,000 円	11,000 円	12,000 円
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	14,000 円	15,000 円	15,000 円	16,000 円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	19,000 円	20,000 円	21,000 円	22,000 円
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	34,100 円	33,100 円	35,000 円	36,100 円
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	48,200 円	45,300 円	47,000 円	50,300 円
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	140,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	240,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	462,000 円	331,000 円	370,000 円	381,000 円
	昇降機設備(1基につき) (計画変更)	9,030 円 (5,030 円)	-		13,000 円
	建築設備 (計画変更)	9,030 円 (5,030 円)	-		13,000 円
	工作物 (計画変更)	8,050 円 (4,020 円)	-		9,050 円

省エネ基準適合性判定対象建築物完了検査申請加算手数料(令和3年4月1日～)

床面積の区分(A)	用途	
	非住宅(工場等を除く)	工場等
$A < 300 \text{ m}^2$	10,000 円	手数料無し
$300 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	16,000 円	
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	26,000 円	
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	78,000 円	
$5,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	124,000 円	
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 25,000 \text{ m}^2$	153,000 円	
$25,000 \leq A$	192,000 円	

構造計算適合性判定手数料

床面積の合計(A)	大臣認定プログラムによる場合	大臣認定プログラムによらない場合
$A \leq 1,000 \text{ m}^2$	161,000 円	213,000 円
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	196,000 円	282,000 円
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	214,000 円	323,000 円
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 50,000 \text{ m}^2$	265,000 円	425,000 円
$50,000 \text{ m}^2 < A$	436,000 円	772,000 円

許可申請手数料

申請の種類	法令条項	建築審査会の同意	手数料
接道許可	法第 43 条第 2 項第 2 号	要	33,700 円
道路内の建築許可	法第 44 条第 1 項第 2 号	要	33,700 円
道路内の建築許可	法第 44 条第 1 項第 4 号	要	161,000 円
壁面線外における建築許可	法第 47 条ただし書き	要	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第 48 条ただし書き	要	182,000 円
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可	法第 48 条第 16 項第 1 号	不要	107,000 円
騒音等の対策を講じた建築物等の建築等の特例許可	法第 48 条第 16 項第 2 号	不要	135,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第 51 条ただし書き	要 (都計審)	161,000 円
容積率の特例許可	法第 52 条第 10 項、第 11 項 又は第 14 項	要	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第 53 条第 4 項又は第 5 項	要	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第 53 条第 6 項第 3 号	要	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号	要	161,000 円
高さに関する許可	法第 55 条第 3 項又は第 4 項各号	要	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き	要	161,000 円
特例容積率適用地区における高さの最高限度の特例許可	法第 57 条の 4 第 1 項ただし書き	要	161,000 円
高度地区における建築物の高さの最高限度の特例許可	法第 58 条第 2 項	要	161,000 円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第 59 条第 1 項第 3 号	要	161,000 円
高度利用地区における高さの許可	法第 59 条第 4 項	要	161,000 円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第 59 条の 2 第 1 項	要	161,000 円
景観地区における高さの特例許可	法第 68 条第 1 項第 2 号	要	161,000 円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第 68 条第 2 項第 2 号	要	161,000 円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第 68 条第 3 項第 2 号	要	161,000 円
再開発等促進区等内の高さの許可	法第 68 条の 3 第 4 項	要	161,000 円
地区計画又は沿道地区計画内の高さに関する適用除外許可	法第 68 条の 5 の 3 第 2 項	要	161,000 円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第 68 条の 7 第 5 項	要	161,000 円
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 6 項	不要	120,000 円
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 7 項	要	161,000 円
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第 86 条第 3 項	要	1 建築物が 2 以下の場合 221,000 円 2 建築物が 3 以上の場合 $221,000+28,000*(n-2)$ n:建築物数
総合的設計による建築物の容積率又は高さの特例許可	法第 86 条第 4 項	要	1 建築物が 1 以下の場合 221,000 円 2 建築物が 2 以上の場合 $221,000+28,000*(n-1)$ n:建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物に関する適用除外許可	法第 86 条の 2 第 2 項	要	1 建築物が 1 以下の場合 221,000 円 2 建築物が 2 以上の場合 $221,000+28,000*(n-1)$ n:建築物数
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第 86 条の 2 第 3 項	要	1 建築物が 1 以下の場合 221,000 円 2 建築物が 2 以上の場合 $221,000+28,000*(n-1)$ n:建築物数
興行場等の使用許可	法第 87 条の 3 第 6 項	不要	120,000 円
特別興行場等の使用許可	法第 87 条の 3 第 7 項	要	161,000 円

認定申請手数料

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000 円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300 円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300 円
容積率に関する特例認定	法第52条第6項第3号	27,300 円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300 円
高架の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,300 円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300 円
再開発等促進区等内における容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300 円
開発整備促進区内の用途地域等における建築等の適用除外認定	法第68条の3第7項、法第87条第2項又は法第88条第2項	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率の適用除外認定	法第68条の4	27,300 円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300 円
地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定	法第68条の5の6	27,300 円
一団地の特例認定	法第86条第1項	1 建築物が2以下の場合 78,300 円 2 建築物が3以上の場合 $78,300+28,000*(n-2)$ n:建築物数
総合的設計による特例認定	法第86条第2項	1 建築物が1以下の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合 $78,300+28,000*(n-1)$ n:建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	1 建築物が1以下の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合 $78,300+28,000*(n-1)$ n:建築物数
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,480+12,000*n 円 n:既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300 円
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300 円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の2第2項	27,300 円